国際第4委員会

【国際第４委員会の活動のねらい】

法律・判例に記述されない、現地で起きている現象を
現地調査を基軸にして把握し、
会員企業への情報発信、課題抽出、対策検討を行う

■本年度　調査団派遣国
■国際第４委員会担当地域

本年度の取り組み
フィリピン、シンガポール、UAE、サウジアラビア、トルコの調査団派遣を伴う調査研究
（サウジアラビア、トルコはJIPA史上初の派遣）

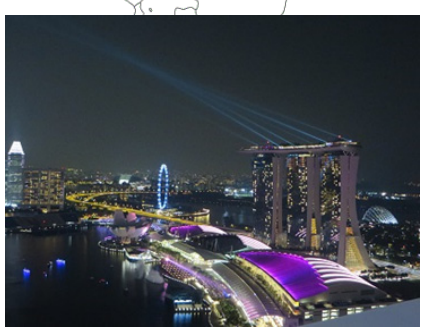

JIPA内、外部団体と連携！法改正に対する意見発信

日本知的財産協会

各国政府機関

代理人・大学

意見提言
政策動向

連携

政策PJ

アジア戦略
経済連携
日中企業連携
・
・
・

専門委員会

国際1
国際2
国際3
国際4
ライセンス
情報検索
・
・
・

会員派遣

成果報告

会員企業

国	特徴的な事項
フィリピン	■特許審査は、クレーム内容、特許性判断、補正等、ほぼ日米欧等とハーモナイズされた実務で運用がされている。 ■JPOとのPPHは、2012年開始以降、申請42件（16件登録済み）。 一方、ASPECの実績は、申請3件のみ。 ■知財権訴訟件数は、年間約600件、特許権侵害訴訟は、年間10件以下。 ■ブランド・医薬品の模倣品・海賊版対策は、複数の政府機関が連携、積極的に摘発実施
シンガポール	■審査体制の強化：現在約80人の審査官が在籍。来春までに100人規模とする計画。 ■早期権利化：審査請求後、6か月以内（※1）の1stOA通知、18か月以内に審査終結させる運用あり。※1：SGを第一国出願とする場合、60日以内。 ■ASPEC利用実績：18件あり。SGで権利化後、その結果に基づきASPEC利用した場合、他国特許庁の審査では、請求後わずか半年程度で1stOAの通知がされている。 ■PPH利用実績：実績少ない。PPHを利用しても、通常の審査より権利化までの期間が少し短くなる程度。 ■IP Hubマスタープラン：政府の方針に賛成する意見が多数。但し、法律・特許事務所の一部からは、同国におけるIP活動が急には活発にならないと冷静な意見も散見された。

国	特徴的な事項
UAE	■韓国への特許審査委託が進む。審査期間は短縮化され、バックログは解消傾向 ■特許権侵害訴訟2件（ICT分野）,商標侵害訴訟20～50件/年（Al Tamimi事務所） ■ドバイ税関での差止め実績293件、うち日系企業約90件（2014年） ■模倣品の再輸出・トランジットが横行。税関差止めは困難。中東・アフリカへ流出
サウジアラビア	■GCC特許庁では、中国への特許審査委託が増加。引例に中国語文献も ■サウジ特許庁は全件を庁内で審査。デンマーク・中国・韓国の特許庁による教育 ■特許権侵害訴訟はほとんどない。節水関連などで2件。（SMAS-IP事務所） ■模倣品は市場に加えて水際取締を強化。摘発品公開・業者名公表により制裁
トルコ	■全体　ブランド模倣品・海賊版多い。大型・精巧な技術模倣は少ない印象 ■権利化　OA回答が3回に制限。拒絶査定への不服は再審査評価委員会へ提訴。ただし、本委員会では法律違反のみ判断（進歩性等は評価せず） ■審査　特許庁では、一部のIPC分類のみ調査・審査。他は他国へ委託 ■訴訟　70-80%が商標侵害に関する。それ以外は約25%（アンカラIP裁判所）